

昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第百二二号）第一項第二号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（新規化学物質の製造等に係る届出）

第二条 法第三条第一項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによって行うものとする。

一 次に掲げる事項を記載した様式第一の届出書を提出する方法

イ 新規化学物質の名称

ロ 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）

ハ 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成

ニ 新規化学物質の用途

ホ 新規化学物質の製造又は輸入の開始後三年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量

ヘ 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

二 第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出）

第三条 法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによって行うものとする。

一 新規化学物質の名称

二 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）

三 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成

四 新規化学物質の用途

五 新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定数量

六 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

（新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る届出）

第四条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を提出する方法

イ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二二号。以下「令」という。）第三条第一項第一号	二		三
	イ	ロ	ハ
令第三条第一項第一号	様式第一	様式第二	様式第三
	様式第四	様式第五	様式第六
	様式第七	様式第八	様式第九

二 第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（確認を受けた新規化学物質に係る報告）

第五条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、毎年度六月末日までに、前年度における当該新規化学物質の取扱状況を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかった場合にはこの限りではない。

一 様式第八の報告書を提出する方法

二 第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。

（少量新規化学物質の確認に係る届出）

第六条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一 様式第九の申出書及びその写しを提出する方法

二 第十二条に規定する光ディスク（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一若しくはX六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下「ディスク」をいう。）を提出する方法

三 第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

2 法第三条第二項に規定する方法は、一の新規化学物質に係る同条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量又は輸入予定数量に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該新規化学物質の用途に応じて定める係数を乗じて算出する方法とする。

（高分子化合物の確認に係る届出）

第七条 法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一 様式第十の申出書及びその写しを提出する方法

二 第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（低生産量新規化学物質の審査の特例に係る届出）

第八条 法第五条第一項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによって行うものとする。

一 様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付して提出する方法

二 第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（低生産量新規化学物質の確認に係る届出）

第九条 法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一 様式第十二の申出書及びその写しを提出する方法

二 第十二条に規定する光ディスクを提出する方法

三 第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

2 法第五条第五項に規定する方法は、一の新規化学物質に係る同条第四項の規定による確認に係る製造予定数量又は輸入予定数量に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該新規化学物質の用途に応じて定める係数を乗じて算出する方法とする。

（低生産量新規化学物質の審査の継続）

第十条 法第五条第七項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによって行うものとする。

一 様式第十三の申出書に法第五条第八項の試験の試験成績を添付して提出する方法

二 第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（電子情報処理組織による届出等）

第十一条 法第三条第一項の届出、法第五条第一項若しくは第七項の届出又は第四項の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない

い。ただし、届出等を行うとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することと換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出等を書面等により行うときに従うこととされている様式（以下「書面届出等様式」という。）に記載すべき事項のうち、届出等の名称、届出等を行う日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。以下同じ。）に記録すべき事項

二 書面届出等様式に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

三 当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項であつて、前号に掲げる事項を除いたもの

2

前項の届出等を行うとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行うとする者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行うとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書（光ディスクによる少量新規化学物質等の確認に係る申出）

第十二条 第六条第一項第二号又は第九条第一項第二号に規定する方法による申出を行うとする者は、様式第九又は様式第十二の申出書に記載すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十四の光ディスク提出票を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申出等）

第十三条 第五条の報告又は第六条第一項、第七條若しくは第九条第一項の申出（以下「申出等」という。）を行うとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出等を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出等を行うとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一 電子申出等様式（申出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、申出等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項のうち、申出等の名称、申出等を行う日付、申出等を行う相手方の名称、申出等を行う者の住所、申出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに申出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二 第五条の規定により報告すべきこととされている事項又は第六条第一項、第七條若しくは第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

三 第十六条第二項の規定により付与された申出者コード

第十四条 前条の入力は、日本産業規格X〇二〇八附属書一で規定する方式に従つてしなければならない。

2 前条の入力は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。（氏名等を明らかにする措置）

第十五条 情報通信技術活用法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十一条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信すること又は第十三条第三号に定める事項を入力することをいう。（申出者コード）

第十六条 第十三条の規定による申出を行うとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十五により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に申出者コードを付与するものとする。

3 第一項の申出を行った者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十六又は様式第十七によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

附 則

1 この省令は、昭和四十九年四月十六日から施行する。

2 この省令の施行の日の属する年度における第四条の規定の適用については、同条第一項中「それぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から」とあるのは、「第一号に掲げる期間にあつては五月十六日から、第二号及び第三号に掲げる期間にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から」と、同項第一号中「三月一日から同月十日」とあるのは「四月十六日から同月二十五日」と、同条第二項各号中「一トン」とあるのは「八百七十五キログラム」とする。

附 則（昭和四十九年六月七日厚生省・通商産業省令第二号）

この省令は、昭和四十九年六月十日から施行する。

附 則（昭和五十八年七月三〇日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

る法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和六十二年一月一〇日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二六日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一及び様式第一の二の改正規定は平成九年六月一日から、様式第三の改正規定は平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二九日厚生省・通商産業省令第三号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第三までの改正規定（「厚生大臣 通商産業大臣」を「厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣」に改める部分及び「第三条第一項」を「第三条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年二月三日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月一九日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日の属する年度に法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする場合における改正後の新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「一月二十日」とあるのは「二月二十日」と、「同月三十日」とあるのは「翌月一日」とする。

様式第5 (第4条第1号口関係)

3. 数量の単位は kg とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標榜中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、消すすること。
5. 法人にあつては、中身の重量に当該標記に係る物質名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. その他参考となるべき事項には、当該新製化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

年 月 日

氏名又は名称及び法人に對

23

新規化学物質である〔申出物質名〕が中興物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを前記のとおり確認しますので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する者（第4条第1号イの規定により、発出しま

備考

1. 周紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 数値の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 請求書2号にのる中に記入に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から8までに掲げる事項を記載した書類を当該数量が1トン以下の場合は、別紙として以下の1、2及び7から10までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

5185

1. 労働時と休憩時における労務負担と健康状態の調査に際しては、その調査者の氏名、担当部署、調査実施日及び調査場所
2. 使用している設備及び対象の場所等
3. 使用している設備及び対象の場所等に関する説明
4. 使用している設備に関する説明と新機軸物質が含有する化学物質の名称とその種類及び新機軸物質の予測される健康への影響点
5. 取扱いに際しては新機軸物質による環境への汚染を防止するために注意されるべき点
6. 1. の使用する器具における化学物質の管理制則
7. 1. の使用する器具における新機軸物質の取扱いの使用手続と数量
8. 1. の使用する器具における新機軸物質の取扱いとこれによって使用していることを説明するものの製造・輸入・輸出を行う者における取扱い
9. 1. の使用する器具における新機軸物質による環境への汚染を防止するために講じられる措置の概要
10. 1. の使用する器具における化学物質管理手続体制の概要

同級系等用途としての新規化学物質製造(輸入)申出数

陳鴻人誌

15. 2000年10月1日起, 凡在我国境内销售货物的单位和个人, 均应按销售额的一定比例缴纳增值税。该比例是 ()。

9

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号ロの規定により、次のとおり申し出ます。

1.	基礎化学物質の名称
2.	新規化学物質の申請形式及び申請 もつずれも、申請の審査は主として製造者の関係
3.	新規化学物質の環境化学物質の登録と評価
4.	新規化学物質の年間の製造・輸入に関する 報告書の提出と審査による新規化学物質の 評価と新規化学物質を製造する事業者の 責任及びその負担（新規化学物質を輸入し る及びその製造・新規化学物質を輸入し ようとする者を含む）並びに新規化学物質 が製造される又は輸入又は流通する
5.	新規化学物質を評価結果に基づいて使用する 場合の取扱い（新規化学物質の製造・輸入 の禁止及び、禁止に及ばない場合の取扱い の決定）
6.	新規化学物質を使用した事業者の責任及び 罰則
7.	新規化学物質の使用

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す書面
 - (2) 製造工程の取組方法を説明した書面
 - (3) 製造工程に新規な化学物質に関する環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- ④ 排出物質及び排出時に適用した新規化学物質に関する環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- ⑤ 数量・単位は kg とし、小数第 3 位を四捨五入して記入すること。
4. 種類別の「製造」及び「輸入」の「 kg 」の値を入力し、合計する。記入すること。
5. 法人にあつては、申請書の宛先に当該施設に係る担当部署、担当氏名及び連絡先を記入すること。

雜 誌 書

附 錄 八 四

低度可逆性数据系列(图 1.17)

2

新規化学物質である〔申出物質名〕が「開閉器具等用途」として使用（施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用）され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを申請のとおりに確認しますので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号の規定により、提出します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 数量の単位はkととし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

NAME _____

- ① 開閉器具等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者の氏名及び電話番号
 - ② 使用に係る設備及び設備の箇所
 - ③ 使用に係る設備及び設備の状況を示す図面
 - ④ ①の使用する者による新規化学物質の用途及び使用法並びに新規化学物質の予備検査の概要、その結果
 - ⑤ 取扱いに当たつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じらるる措置
- 7-1. の使用する者における化学物質の管理体制
 - 7-1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
 - 8-1. の使用する者が認識を及ぼすところに基づき採用していることを確認するための書面（輸入し又はその者に交付した書面に記載されている場合）

(8) 製造（輸入）しようとする者に以下の化学物質の管理体制の概要を記載した書面

[illegible]

様式第7 (第4条第1号ハ関係)

[illegible]

[illegible]

新化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六号（環境省令第6号）の制定により、上記のとおり申し出ます。

100

高島 宝は東洋史の第一人者であつて、その功績著の甚大。

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿

[illegible]

第1次試験 (第17～第21号問題)	第2次試験 (第22～第26号問題)
--------------------	--------------------

化学物質の毒性試験法等に関する国際標準化機構第6号に定める高分点化合物試験法¹⁾の輸入と
 登録

1. 新規化学物質の名称	2. 新規化学物質の構造式 ²⁾ (その縮略式を含む場合の縮略式)
3. 新規化学物質のCAS登録番号 ³⁾	4. 新規化学物質のCAS登録番号がない場合
5. 新規化学物質の重量平均分子量	6. 新規化学物質の分子量標準偏差 ⁴⁾ (その縮略式を含む場合の縮略式)
7. 新規化学物質の基体物質の重量比	8. 新規化学物質の基体物質の重量比
9. 新規化学物質の純度	10. 新規化学物質の用途
11. 新規化学物質の純度と用途	12. 新規化学物質の純度及び用途
13. その他参考となること事項	

備考

1. 図解の大きさ及び、日本語要領表A4とすること。
2. 図解と以下の事項を併記すること。
 - (a) 試験室の名称、試験科目及びその内容
 - (b) 試験室の責任者、試験室長の名称及び職名、単位量単位とのセル比及び質量比
 - (c) 試験室の責任者の氏名、試験室長の職名、試験室長の職名
 - (d) 水、有機溶剤、試料、試薬試験結果
 - (e) 試料量分析、分子重量、1,000未満成分含有量等
 - (f) 検出成分の名称
3. 法に於ては、申請書の実地に当該項目に係る試験結果、検査者氏名及び連絡先を記載すること

新規生化学物質の製造又は輸入に係る提出書類に関する表第1条の規定により、上記のとおり

100 100 100

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

厚生労働大臣 菅 義偉

康 境 大 區

連絡担当者： 加賀 平

様式第11号（第6表）（学術関係）		研究生活態様調査研究費の配分と使用内訳の調査書		年 月 日	
研究生活態度大臣 経済産業大臣 閣 下		氏名又は名称及び所在地について つづける、その調査対象の氏名			
		位 置			
研究生活態度調査費の配分と使用内訳に関する調査対象第1号の機関として、次のとおりお申し込みます。 研究生活態度調査費の名称					
備考 1. 調査の対象となる、日本産科産院機関とするとする。 2. 研究生活態度調査費の名称は、化学物質の調査費及び使用内訳に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項第2号の規定により、研究生活態度調査費の調査費の名称に決定する。 3. 申請に係る研究生活態度調査費は、申請書に記載の「法」に規定するその配分と使用内訳とを明らかにするものであるとする。ただし、当該調査費が調査費の配分と使用内訳を明らかにする事項に必要と認められる限りにおいて認められる。 4. 法に定められて、調査費の使用内訳に規定しない事項に関する調査費、調査費及びその用途を明らかにする事項に関する調査費は、調査費の使用内訳に規定しない事項に関する調査費、調査費及びその用途を明らかにする事項に関する調査費と見做す。					

[illegible]

地址：四川省绵阳市涪城区江油路一
中山路德泰山酒店
512000

再生資源大臣	松田 正剛
経済産業大臣	中川 信夫
農林大臣	大角 武時

[illegible]

様式第13（第10条第1号関係）

様式第13（第10条第1号関係）

厚生労働省新規化学物質登録審査申請書

年 月 日

厚生労働大臣 閣下
経済産業大臣 閣下
環境大臣 閣下

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第10条の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同一名称を記載すること。
3. 法第6条第7項の規定に必要な詳細の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は関係中の用途等種類なものを除き日本国内により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の使用に当該届出に係る担当部署、担当責任者及び連絡先を記載すること。

様式第14（第12条関係）

様式第14（第12条関係）

光ディスプレイ届出書

年 月 日

厚生労働大臣 閣下
経済産業大臣 閣下
環境大臣 閣下

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第12条の規定により、申出に添付提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスプレイを別添のとおり提出いたします。

光ディスプレイに記録された事項

備考
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 「光ディスプレイに記録された事項」の欄には、光ディスプレイに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上の光ディスプレイを使用するときは、光ディスプレイごとに重複事項を付し、その順序ごとに記録されている事項を記載する。
3. 該当事項がない欄は、空欄とする。

様式第15（第16条第1項関係）

様式第15（第16条第1項関係）

電子登録処理成績届出届出申請書

年 月 日

厚生労働大臣 閣下
経済産業大臣 閣下
環境大臣 閣下

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第16条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申請登録コード

備考
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 「申請登録コード」の欄には、登録番号として用いる7桁のアルファ数字の組合せを記入すること。
3. 法人にあつては、申請書の宛先に、法人番号のほか、当該申請に係る連絡担当書について、以下の事項を記載すること。
(1) 部署名
(2) 氏名
(3) 郵便番号
(4) 住所
(5) 電話番号
(6) ファクシミリ番号
(7) 電子メールアドレス

様式第16（第16条第3項関係）

様式第16（第16条第3項関係）

電子登録処理成績届出届出届出書

年 月 日

厚生労働大臣 閣下
経済産業大臣 閣下
環境大臣 閣下

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項
変更前
変更後

備考
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 「変更事項」の欄には、「届出書の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」又は「届出書の住所」を記載すること。
3. 法人にあつては、届出書の宛先に、法人番号のほか、当該届出に係る連絡担当書について、以下の事項を記載すること。
(1) 部署名
(2) 氏名
(3) 郵便番号
(4) 住所
(5) 電話番号
(6) ファクシミリ番号
(7) 電子メールアドレス

様式第17（第16条第3項関係）

電子情報処理機構利用届出届出書

年 月 日

届出者氏名

居住居業人氏 姓

職氏氏

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する法令第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 届出者識別コード

2. 届出者コード

備考

1. 届出のときは、日本電報通称はとすること。

2. 法人にあつては、届出書の作成に、法人番号のほか、当該届出に係る者

届出者について、以下の事項を記載すること。

(1) 氏名

(2) 氏名

(3) 郵便番号

(4) 住所

(5) 電話番号

(6) ファクシミリ番号

(7) 電子メールアドレス